



## 2009年 12月

## 財団法人 上越環境科学センター

2009年も残すところあとわずかとなりました。気象状況も本格的な冬型となり、平野部でも10～15cmほどの積雪があります。地球温暖化の影響もあって近年は暖冬傾向ですが、新型インフルエンザの流行などもあり、急な気温の変化で体調を崩さないよう十分注意したいところです。

さてJECニュース2009年12月号では、「水質環境基準等の見直し」、「土壌汚染対策法の一部改正について」、「玩具等へのフタル酸エステル規制について」などを取り上げ、ご紹介します。

### 1. 水質環境基準等の見直しについて

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目及び基準値の変更が行われました。

これまで平成14年8月より中央環境審議会にて新たな知見に基づき適切な検討を加えることが必要であるとの認識の中、水質環境基準等の見直しが検討されてきましたが、平成21年9月15日に取り纏められた第2次報告を踏まえ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、平成21年11月30日より施行されました。

変更内容は、以下のとおりです。

#### 1) 水質環境基準として新たに追加された項目

| 項目        | 基準値         |
|-----------|-------------|
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |

※基準値は、年間平均値とする。

#### 2) 地下水環境基準として新たに追加された項目

| 項目                             | 基準値          |
|--------------------------------|--------------|
| 1,2-ジクロロエチレン<br>(シス体及びトランス体の和) | 0.04mg/L 以下  |
| 塩化ビニルモノマー                      | 0.002mg/L 以下 |
| 1,4-ジオキサン                      | 0.05mg/L 以下  |

※基準値は、年間平均値とする。

#### 3) 水質及び地下水環境基準における基準値を見直した項目

| 項目           | 改正内容                         |
|--------------|------------------------------|
| 1,1-ジクロロエチレン | 基準値を 0.02mg/L→0.1mg/L 以下とする。 |

※基準値は、年間平均値とする。

### 2. 土壌汚染対策法の一部改正について

平成19年6月に設置された土壌環境施策に関する懇談会において、土壌汚染対策法の施行から5年が経過し、法施行を通して浮かび上がってきた課題や法制定時に指摘された課題について整理検討が必要であったことから、土壌汚染に関する現状の把握、土壌汚染対策の新たな施策の在り方について検討がなされてきました。

## 現状と問題点

1. 法に基づかない土壤汚染の発見の増加
2. 掘削除去の偏重
3. 汚染土壤の不適切な処理による汚染の拡散

これまでの検討内容を踏まえ、汚染土壤の適切かつ適正な処理を図るため、土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染土壤の適正処理の確保のための規制の新設その他所要の措置を講ずるため、土壤汚染対策法の一部が改正されることとなりました。改正法は平成 22 年 4 月 1 日までの間において政令で定める日とされています。

主な改正内容は以下のとおりです。

## 主な改正内容

### 1. 土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充

- (1) 一定規模 (3,000m<sup>2</sup>を予定) 以上の土地であって土壤汚染のおそれのある土地の形質変更時における都道府県知事による土壤汚染の調査命令
- (2) 自主調査において土壤汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づき、2 の区域として指定し、適切に管理
- (3) 都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等に関する努力義務

### 2. 規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化

- 区域の分類と必要な対策の明確化
  - ① 土地の形質変更時に届出が必要な区域 (形質変更時要届出区域)
  - ② 盛土、封じ込め等の対策が必要な区域 (要措置区域)(※都道府県知事が必要な対策を指示。対策後は、解除又は①の区域に指定)

### 3. 汚染土壤の適正処理の確保

- (1) 2 の区域内の土壤の搬出の規制 (事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理基準に違反した場合の措置命令【罰則担保】)
- (2) 搬出土壤に関する管理票の交付及び保存の義務
- (3) 搬出土壤の処理業についての許可制度の新設

### 4. その他

- (1) 指定調査機関の信頼性の向上 (指定の更新、技術管理者の設置等)
- (2) その他の規定の整備

※環境省 HP 掲載文より引用

## 3. 玩具等へのフタル酸エステル規制について

厚生労働省は、玩具へのフタル酸エステル規制を拡大し、新たに 4 物質を追加する方針です。

これまでに、子どもの健康保護のため、おもちゃ等に対するフタル酸エステルの規制が EU や米国で相次いで強化されたことを受け、国内においても現在の規制を見直しする必要性について検討を進めているものです。

EU では 1999 年 12 月にポリ塩化ビニル (PVC) 製のおもちゃと育児用品のうち、3 歳以下の子どもの口に入るもので 6 種類のフタル酸エステルのうち 1 種類以上を含むものの販売を暫定的に禁止する決定をしました。その後、2005 年 12 月におもちゃと育児用品に使用されるフタル酸エステルが制限されました。

また、米国でも 2008 年 8 月に EU と同様の法規制が成立し、2009 年 2 月から施行されました。

改正案の内容の概要は次のとおりです。



1) 規制対象範囲

(現 行)

|  |  |
|--|--|
| <b>A</b><br>乳幼児の接触により健康を損なうおそれのあるおもちゃのうち、乳幼児の口に接することをその本質とするもの<br><b>DEHP、DINP</b> | <b>B</b><br>乳幼児の接触により健康を損なうおそれのあるおもちゃ<br><b>DEHP</b> |
|--|--|

(改正案)

|   |
|---|
| <b>A+B</b><br>乳幼児の接触により健康を損なうおそれのあるおもちゃ<br><b>DEHP、DBP、BBP、DINP、DIDP、DNOP</b> |
|---|

2) 規制値

(現 行)

| 項 目  | 規制値         |
|------|-------------|
| DEHP | <b>0.1%</b> |
| DINP | <b>0.1%</b> |

(改正案)

|  |
|--|
| 未定<br>物質群として制限するか個別物質毎に一律の制限とするかなどを検討中 |
|--|

※フタル酸エステル類の略称及び名称

|  |  |
|--|--|
| DEHP：フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)<br>DINP：フタル酸ジイソノニル<br>DBP：フタル酸ジブチル | BBP：フタル酸ブチルベンジル<br>DIDP：フタル酸ジイソデシル<br>DNOP：フタル酸ジノルマルオクチル |
|--|--|

4. 愛がん動物用飼料の基準・規格について

近年、米国でメラミンを含む中国製のペットフードを食べた犬や猫が死ぬ事故が発生し、日本にもメラミン混入ペットフードが輸入されたことなどから法的な規制の必要が高まっていました。

このような背景から、平成 21 年 6 月 1 日より『愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律』（ペットフード安全法）が施行されております。

この法律の中では販売用愛がん動物用飼料の成分規格が定められており、以下の物質について飼料中の含有量が規制されております。

<成分規格の設定>

| 分類  | 物質等            | 基準値 (ppm)        | 備考                 |
|-----|----------------|------------------|--------------------|
| かび毒 | アフラトキシン B1     | <b>0.02</b>      |                    |
| 農 薬 | グリホサート         | <b>15</b>        |                    |
|     | クロルピリホスメチル     | <b>10</b>        |                    |
|     | ピリミホスメチル       | <b>2</b>         |                    |
|     | マラチオン          | <b>10</b>        |                    |
|     | メタミドホス         | <b>0.2</b>       |                    |
| 添加物 | エトキシキン、BHA、BHT | <b>150 (合計量)</b> | 犬用：エトキシキンは75ppm 以下 |

※BHA：ブチルヒドロキシアニソール、BHT：ジブチルヒドロキシトルエン  
 当センターでも上記の物質について測定実績がございます。お気軽にご用命下さい。



## 5. 植害試験のご紹介

当センターでは、植物に対する害に関する栽培試験の方法（昭和 59 年 4 月 18 日付 59 農蚕第 1943 号）に基づく試験（植害試験）を実施しております。

### 1) 植害試験とは？

肥料取締法で定められた、肥料登録の際に義務づけられている試験方法です。

肥料が植物に害を及ぼさないかを確認する試験で、実際に肥料を混ぜた土で小松菜の栽培試験を行い、経過をみることでその肥料の安全性を確認します。

### 2) 植害試験はどんな場合に必要か？

肥料を公に生産・輸入・販売・配布する場合、下記のとおり植害試験が必要となります。

| 肥料の種類  | 登録・届出先 | 植害試験が必要となる場合   |
|--|--------|--|
| <b>特殊肥料</b><br>(魚かす、米ぬか、たい肥など、安全性に問題がなく農業者がその品質を経験と五感によってある程度判断できる単純な肥料) | 都道府県   | 通常不要。都道府県によっては必要となる場合がある。                            |
| <b>普通肥料</b><br>(特殊肥料以外の肥料で、国の規格に適合している肥料)                                | 国      | 肥料の種類による。肥料取締法の公定規格で定められている。汚泥肥料、工業副産物を用いた肥料などが該当する。 |

### 3) 植害試験を御依頼する場合

当センターで植害試験をおこなう場合、下記のサンプルとデータをご用意願います。

- (1) 試験に必要なとなる肥料の量・植害試験：約 300g、成分分析：約 200 g
- (2) 必要なデータ
  - ①肥料の種類（試験方法、対照肥料の決定に必要。）
  - ②肥料の名称（登録名。報告書作成に必要。）
  - ③供試肥料成分分析結果（肥料分析法による下記 4 項目）※

|        |                                     |                       |     |
|--------|-------------------------------------|-----------------------|-----|
| N (窒素) | P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> (りん酸) | K <sub>2</sub> O (加里) | 水分量 |
|--------|-------------------------------------|-----------------------|-----|

※上記項目は、当センターでも分析対応しております。御依頼の際には、別途、分析用試料として約 200g、分析納期 2 週間程度で対応致します。

### 4) 植害試験標準所要日数 ( ) 内は概ね所要日数

- (1) 成分分析なし (6 週間)

- ①準備、データ確認
- ②栽培試験
- ③報告書作成

- (2) 成分分析あり (8 週間)

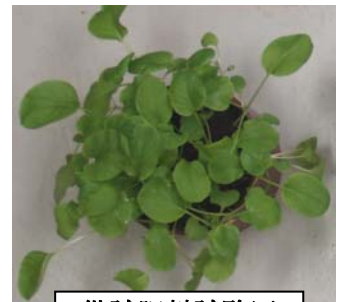
上記に成分分析 (2 週間) を追加



標準区  
(窒素、りん酸、加里  
それぞれ 25mg 相当添加)



対照肥料試験区  
(供試肥料と原料等が類似している普通肥料)



供試肥料試験区  
(試験対象の肥料)

播種後 22 日目

上記のほか発芽試験のみの対応も行っておりますので、試験条件等についてもご相談下さい。

財団法人 上越環境科学センター

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地

TEL: 025-543-7664 FAX: 025-543-7882

E-mail: info@jo-kan.or.jp

URL: http://www.jo-kan.or.jp

担当: 業務一課 / 柎木・下鳥・森

#### 【編集一〇メモ】

去年の年末号のこの欄に「今年の漢字」のことを書きました。今年の漢字は「新」です。政権交代、新型インフル等を表現した文字とすることでしょうか。環境の面では環境省が推進している「チーム・マイナス 6%」も「チャレンジ 25 キャンペーン」に生まれ変わり、新たな運動に踏み出しました。新しい年を迎えるにあたって、地球温暖化防止に向けたライフスタイルを家族で話し合ってみるのも良いのでは。来年は「寅年」です。寅年は変動の多い年のようなようですが、皆さんにとって最良の一年になることをお祈りいたします。(by K.I)

ご意見・ご感想などをお寄せいただければ幸いです。

編集担当: 柎木